

# 女性活躍推進法第19条第6項に基づく取組の実施状況の報告及び 同法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

令和6年10月公表

宝塚市消防本部

## 1 女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づく実施状況の報告

### (1) 採用試験受験者の女性割合

男性	女性	合計	女性の割合
56	7	63	11.1%

### (2) 女性職員の採用割合

男性	女性	合計	女性の割合
5	0	5	0.0%

### (3) 中途採用の男女別実績

男性	女性	合計	女性の割合

※消防本部は中途採用を実施していない。

### (4) 職員の女性割合(令和6年4月1日時点)

男性	女性	合計	女性の割合
230	12	242	5.0%

### (5) 年代別離職率

年代	男性	女性
24歳以下	0.0%	0.0%
25歳～29歳	3.7%	0.0%
30歳～34歳	0.0%	0.0%
35歳～39歳	1.7%	0.0%
40歳～44歳	0.0%	0.0%
45歳～49歳	0.0%	0.0%
50歳～54歳	0.0%	0.0%
55歳～59歳	0.0%	0.0%

(6) 男女別育児休業取得率及び取得期間の分布状況

男性	女性
7.7%	---

【男性】

5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 一月以下	一月超 三月以下
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
三月超 六月以下	六月超 一年以下	一年超 一年半以下	一年半超
7.7%	0.0%	0.0%	0.0%

【女性】

5日未満	5日以上 2週間未満	2週間以上 一月以下	一月超 三月以下
---	---	---	---
三月超 六月以下	六月超 一年以下	一年超 一年半以下	一年半超
---	---	---	---

(7) 男性の配偶者出産休暇等取得率(合計取得率)及び取得日数の分布状況

	取得者	取得率
合計取得率	12	92.3%
1日以上5日未満	4	30.8%
5日以上取得	8	61.5%

(8) 超過勤務の状況及び超過勤務上限の職員数(1ヶ月の平均値)

超過勤務 (月平均)	超過勤務上限(月45h)の 職員数(月平均)
6.3時間	2.3人

(9) 年次休暇取得状況

平均取得日数	5日未満取得者 割合
12.9日	0.0%

(10) 役職別女性割合(令和6年4月1日時点)

役職	男性	女性	合計	女性の割合
本庁部局長相当職	1	0	1	0.0%
本庁次長相当職	5	0	5	0.0%
本庁課長相当職	14	0	14	0.0%
本庁係長相当職	60	1	61	1.6%
一般職	150	11	161	6.8%

※管理職の女性割合（上記役職の内、本庁課長級相当職以上が管理職）…0.0%

(11) 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する環境整備の実績

職員研修
職員の健康増進を図るため健康管理研修会を実施した(令和6年2月実施)

(12) セクハラ等ハラスメント対策の整備実績

職員研修
ハラスメント研修を年3回実施した

## 2 女性活躍推進法第21条の規定に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

### (1) 採用者に占める女性割合(令和6年4月1日採用)

男性	女性	合計	割合(実績値)	目標値
5	0	5	0.0%	50.0%

※目標値は宝塚市の目標であり、消防本部は対象外です(消防本部独自の目標値は設定無し)

### (2) 男女別育児休業取得率(令和5年度新規取得者)

性別	対象者	育児休業取得人数	育児休業取得率	目標値
男性	13	1	7.7%	10.0%
女性	0	0	---	100.0%

※目標値は宝塚市の目標であり、消防本部は対象外です(消防本部独自の目標値は設定無し)

### (3) 管理職に占める女性割合(令和6年4月1日現在)

男性	女性	合計	女性の割合(実績)	目標値
20	0	20	0.0%	30.0%

※管理職…副課長級以上の職員(特別職除く)

※目標値は宝塚市の目標であり、消防本部は対象外です(消防本部独自の目標値は設定無し)

### (4) 男女別平均勤続年数

性別	平均勤続年数
男性	17.8年
女性	15.0年

### 3 女性活躍推進法第21条の規定に基づく職員の給与の男女の差異の情報公表

#### (1) 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	---
全職員	85.9%

#### (2) 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

##### ア 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	---
本庁課長相当職	---
本庁課長補佐相当職	---
本庁係長相当職	109.1%

##### イ 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	---
31～35年	---
26～30年	77.2%
21～25年	85.7%
16～20年	102.5%
11～15年	79.3%
6～10年	90.1%
1～5年	98.1%

#### 【説明欄】

- ① 値が「-」の区分は女性職員がないため、算出していません  
 ② 休職、育児休業等のため、給与の支給が無かった月がある職員は、その状況を鑑み計算しています  
 (例: 育児休業のため半年間給与の支給が無かった ⇒ 0.5人として計算する)